

野田市新エンゼルプラン（後期計画）素案に対する意見募集の結果について

パブリックコメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1. 計画等の題名

野田市新エンゼルプラン(野田市次世代育成支援対策推進行動計画)後期計画(素案)

2. 意見募集の概要

(1) 計画案の公表日（意見募集期間）

平成22年1月5日（火）から平成22年2月4日（木）まで

(2) 意見募集結果

提出者数・意見数	4人、16件
提出方法	直接持参 1人、9件
	郵送 0人、0件
	FAX 1人、2件
	Eメール 2人、5件
計画案に反映した意見数	2件

3. 意見と市の考え方

意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	全体 「障がい」の表記について、国の障がい者制度改革推進会議で検討した結果による表記にすること。	国の文化審議会の漢字小委員会で障害者団体から要望の多い「碍」の字を常用漢字に追加することが検討されており、追加された場合、国の法律名も変更となることから、国の動向を見極めることとし、市の計画等の改訂における、ひらがな表記を一時見合わせます。 したがって本プランの表記も「障害」に戻すこととします。	修正有り
2	総論 第2章 子どもと子育てをめぐる現状 p24 子育て支援サービスの提供と利用の動向 (1) 保育サービス等の提供状況とニーズ動向 中央地区においては、花輪、中根両保育所の入所数の差が大きいのはなぜか。	花輪保育所の認可定員に対する入所率については、平成21年4月時点実績では90.7%ですが、前年度末の時点では、111.3%（同中根保育所120.0%）となっており、年度後半に進むにつれて市内各保育所の入所率は平均化していきます。公立保育所は中央・東部地区に6か所あることから、年度当初においては地	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	市内公立保育所において 12 園中 8 園が定員オーバーであるが、入所児の年齢内訳を表記しないと職員配置基準が満たされているか分からない。	<p>域の人口バランスなどの影響があるものと考えられます。</p> <p>定員に対する入所数については、「認可定員の 25% を乗じた員数を超えても差し支えない」とする平成 10 年 2 月 3 日付厚生省通知に基づき弾力的に運用しているものですが、保育士の配置については、国の基準により明確に規定されており、入所数に関わらず基準は遵守されています。なお、p69 の「低年齢児の受入れ体制整備促進」、p233 「前期計画の目標事業量と実績の比較」において、0 歳～2 歳児入所数の 20 年度実績及び 21 年度実績見込みを掲載しております。</p>	
3	<p>第 3 章 プランの基本的な考え方</p> <p>(4) 新たな課題と取組について 重点的に取り組む施策</p> <p>p36 (1) 学童保育所の過密解消と運営の適正化</p> <p>なぜ、社会福祉協議会への委託なのか、その根拠について。</p> <p>各学童保育所の職員配置割合 (正規職員・非常勤職員・臨時職員別) を明記するべき。</p>	<p>p47 「充実した学童保育サービスの提供」に記載した通り、民間委託については全体として進捗しない状況にあります。その根底には、民間企業が運営することに対する保護者の拒絶感もあると考えられることから、今後の事業方針として、行政改革大綱の方針を踏まえ、既に市内 4 か所の学童保育所運営実績がある社会福祉協議会への一体的な委託を推進するものです。</p> <p>また、直営学童保育所の指導員についても同頁に記載の通り、行政改革大綱の方針を基本として確保していくものであり、配置割合等について、新エンゼルプランへの記載はいたしません。</p>	修正無し
4	<p>各論</p> <p>第 1 章 基本目標 1</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>p47 充実した学童保育サービスの提供</p> <p>平成 21 年 4 月 21 日総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」は、民間委託化、臨時職員の定着</p>	<p>p47 において、直営の学童保育所については「行政改革大綱の方針を基本としつつ、委託されるまでの間、総務省通知による臨時職員及び非常勤職員の取り扱いに留意して指導員を確保していきます」とし、今後の事業方針として「行政改革大綱の方針を踏まえ、社会福祉協議会へ</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	化により人件費を削減するためのものであることは明らかであり、市は学童保育所職員の正規職員化に力点を置くと、明確に述べるべきである。	の一体的な委託を推進します」としているところであり、学童保育所に正規職員を配置する考えはありません。	
5	<p>p47 充実した学童保育サービスの提供</p> <p>10年ほど前、学童保育所指導員の指導の接し方がヒステリックで、何人も退所したケースがあった。よって指導員の任用基準を明らかにしてほしい。</p>	<p>臨時・非常勤職員の任用基準及び方法については、地方公務員法に規定されているところです。また、指導員の公募時における募集要領には、応募資格の他、作文・面接などの選考方法について記載していますが、人事に属する事項であるため、新エンゼルプランへの記載はいたしません。</p>	修正無し
6	<p>p47 充実した学童保育サービスの提供</p> <p>p48 学童保育所の施設環境整備の推進</p> <p>p49 ニーズを踏まえた学童保育所の受入れ体制の整備</p> <p>事業実施に係る課題では「保護者からの理解を得ることを基本方針としますが」とありますが、委託に関しても市は保護者と十分な説明や話し合いを行いませんでしたので、基本方針との明記では納得いかない。</p> <p>また、第二学童新設にあたり、保護者からの強い要望がある設計段階からの参加ができるようにするべきではないか。第二学童の新設にあたり空き教室の2階に作るうとすることは、セキュリティの問題から不安の声が多く、市は保護者や学童指導員と一緒に話し合いをもち、意見を聞いてほしい。</p>	<p>p47において「既設学童保育所の民間委託については、保護者からの理解を得ることを基本方針としますが、全体として進捗しない状況があるため、引き続き合意形成に努める必要があります」としているところであり、これまでの話し合いの経過により合意形成に至っていないことを明らかにしております。</p> <p>なお、第二学童保育所については新設するものであり、平成13年度以降新設し、社会福祉協議会に運営委託した4か所の学童保育所（北部、三ヶ尾、みずき、関宿）と同様に設計を含めて、市が責任を持って設置するものです。</p> <p>また、学童保育所の運営におけるセキュリティの重要性については市も認識を持ち、日頃から十分留意して運営しているところです。</p> <p>今後、第二学童保育所の新設により、直営と委託の施設が隣接することになる施設や2階の教室に設置する施設については、プランとは別に、市（指導員も含め）と社会福祉協議会の協力において対応を詳細に詰めることとし、運営開始後におい</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		ても随時必要な措置を盛り込む方針であり、これらを踏まえて施策を推進してまいります。	
7	p 103 (2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 乳幼児の段階からの食育の取組について、給食の献立をごはん給食(胚芽米)にすること。	既に乳幼児健診、新生児訪問などの事業において栄養に関する指導を行なっています。 給食については、栄養士による適切な献立により提供しており、保育所では月2～3日程度のパン又は麺類の日以外は基本的に米食となっています。また、小中学校の給食については、週のうち3日間は米食を提供しているところです。	修正無し
8	p 119 健康教育の充実 p 121 およこの食育教室の充実 p 123 食生活改善推進員活動の充実 食育活動に取り組むNPOから講師を招き、健康づくり講演会を実施すること。また、推進員の研修に活用すること。	既に、食生活改善推進員の活動により、生活習慣病や骨粗しょう症の予防、児童の保護者など幅広い層を対象に食生活に関する啓発や調理講習など、多様なメニューで食育に関する取組を行っているところであり、今後も進めていく方針です。	修正無し
9	p 124 思春期保健対策の充実 思春期の心の病の理解促進を織り込むこと。精神障害については、早期発見と適切な治療が回復のために重要であり、思春期の悩みと精神障害を識別できるよう教師への研修を実施すること。	ご意見を踏まえ、p 155の事業番号106「教育相談、指導体制の充実」の中に以下の記述(部分)を加え、相談の充実を図ることとします。 「事業実施に係る課題」 思春期における悩みや心身の状態などに関する相談において、スクールカウンセラーや野田健康福祉センターの相談事業への適切なつなぎとともに、教職員等のスキルアップを図る必要があります。 「今後の事業方針」 思春期の心の相談に対応するため、教職員対象の教育相談研修会や、ひばり教育相談員対象の研修会において、精神科医などを講師に招き実施していきます。	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
10	<p>p 145 各論 第1章 基本目標 2 (1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>p 146 家庭教育に関する意識の醸成</p> <p>家庭教育の基礎は食育にある。教育環境の整備として、長野県真田町の学校給食改善の成果を参考にすること。学校給食の見直しは親の食生活改善に繋がり、成人病の予防にも役立つ。</p> <p>低減農薬栽培の地元米による完全米飯給食(小中学校)の実施</p>	<p>市としても同様の考えを持っており、玄米黒酢農法により栽培し、化学合成農薬と化学肥料を5割以上低減した野田市の地産米を、平成22年度の収穫分から学校給食に提供していく予定です。</p>	修正無し
11	<p>p 152 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>生きる力は食べる力であり、正しい食生活を関係者が学ぶことが必要である。</p>	<p>p 120以降に「食育の推進」を施策として位置付けており、p 123の「食生活改善推進員活動」の充実の中で、事業実施に係る課題として、今後、食育推進への取組として「乳幼児以外にも小中学校を拠点とした活動展開が図れるよう実施に向けて取り組む必要があります」とし、取組の必要性を位置付けています。</p> <p>また、給食関係者を対象とした食育に関する研修については、既に千葉県健康福祉部、千葉県教育委員会、千葉県栄養士会、野田保健所等の主催により、多様なテーマで実施されており、毎年関係者が参加しているところです。</p>	修正無し
12	<p>p 153 確かな学力の向上</p> <p>頭脳細胞の活性化にも毎日の食事が大きい。学力向上に役立つ給食をテーマに講演会を行ないたい。</p>	<p>千葉県学校給食会の主催による「教職員のための食育推進講座」に参加しており、今後も活用していく方針です。</p>	修正無し
13	<p>p 162 ウ 健やかな体の育成</p> <p>学校保健教育の推進</p> <p>長野県真田町の学校給食改善事例を野田市に取り入れること。</p>	<p>上記10と同じです。</p>	修正無し
14	<p>p 203 障害児施策の推進</p> <p>障害児施策をより具体的に明記してほしい。</p>	<p>野田市の障害者施策については、個別の計画である「野田市障害者基本計画」と「野田市障害福祉計画」</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>において、一貫した相談支援体制の整備や専門機関の充実など具体的に示しています。</p> <p>新エンゼルプランにおいてもこれらの計画に基づき、障害児に関する施策を位置付けており、また、国の次世代育成支援対策後期行動計画の策定指針を踏まえ、特別支援教育の体制など、発達障害を持つ児童への施策を位置付けるなど、幅広く具体的に記載しているものと考えています。</p>	
15	<p>各論 第1章</p> <p>p 48 学童保育所の施設環境整備の推進</p> <p>p 68 保育環境向上のための施設整備の推進</p> <p>p 166 学校施設整備の推進</p> <p>学校、学童保育所、保育所の耐震修理（建替）計画を立ててほしい。</p>	<p>野田市耐震改修促進計画において、平成 27 年度を目標に市有建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値等を定めるものとしているところであり、新エンゼルプランへの記載はしません。</p>	修正無し
16	<p>その他の意見</p> <p>（知人から聞いた話として）公立保育所において、保育士の児童への接し方に愛情がなく不適切であるとの意見がある。保育所は親にとって子どもを人質に取られた密室である。職員は自分の子どもとの視点に立ち、保育の業務を作り上げてほしい。このような視点がないと計画はただの施策の羅列になり全く意味を持たない。</p>	<p>公立保育所では、日々の保育について所長を中心に会議を行う中で保育士が意見を出し合い、さらに、所長会議や主任保育士会議を通じて児童家庭課との話し合いの場を持ち、現場の意見を十分反映させながら運営しています。</p> <p>ご意見にあるような内容の苦情があれば、所長及び児童家庭課まで届くシステムになっており、その都度、適切に指導・対応を行なっています。</p> <p>今後もプランに位置付けた施策について、様々なご意見を参考にしながら推進してまいります。</p>	修正無し